

## 出席停止期間の考え方

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日出席停止の扱いとなります。インフルエンザの場合は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」、新型コロナウイルス感染症の場合は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。下記の表を参照してください。

発症日は、病院を受診した日ではなく、症状が始まった日です。病院受診時に、医師に、発症日と療養期間を確認してください。

解熱や症状軽快が早い場合、症状が治まっても体内にウイルスが存在し、学校での感染流行が懸念されますので、最低5日間は登校を控えてください。新型コロナウイルス感染症については、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、登校する際はマスクの着用を推奨します。

### インフルエンザ出席停止早見表

		発症日	発 症 後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例 1	発症後1日目に 解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例 2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例 3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例 4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例 5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

※解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。

### 新型コロナウイルス感染症出席停止早見表

		発症日	発 症 後 (10日経過まではマスク着用を推奨)							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例 1	発症後3日目に 軽快した場合 (最低基準)	発熱、喉の 痛み等	症状あり	症状あり	症状軽快	軽快後 24時間	自宅待機			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例 2	発症後5日目に 軽快した場合	発熱、喉の 痛み等	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	軽快後 24時間		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	

※発症後5日間、かつ症状軽快後24時間経過していれば6日目に登校可能。軽快していなければ待機期間を延長していただきます。